

生活介護サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人社友会が設置する指定障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）において実施する障害者総合支援法（以下「法」とする。）に基づく障害福祉サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な生活介護サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上を図ることができるよう、利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な生活介護サービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 前3項のほか、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 はみんぐ

(2) 所在地 兵庫県神戸市西区和井取 1-12

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者兼サービス管理責任者1名（常勤職員）

管理者兼サービス管理責任者は、従業者の管理、生活介護サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行うほか、それぞれの利用者に応じた生活介護サービス計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容の説明を行う。生活介護サービス計画に基づき利用者に対し適切に指導を行う。

(2) 医師 必要数

(3) 看護職員 1 名以上

看護師は、利用者の日常生活上の健康管理に関することを行う。

(4) 理学療法士又は作業療法士 1 名以上の必要数

理学療法士は、機能回復訓練を行う。

作業療法士は、生活動作能力の回復を行う。

(5) 生活支援員 法に規定された平均障害区分等により定められた数

生活介護サービス計画に基づき生活介護サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日、4月29日（昭和の日）から5月5日（こどもの日）、8月13日から15日を除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(3) サービス提供時間 午前 9 時から午後 3 時までとする。

(障害種別の特定)

第 6 条 事業所におけるサービス提供の主たる対象者は、身体障害者とする。

(生活介護サービスの定員)

第 7 条 事業所の生活介護サービスの定員は、以下のとおりとする。

(1) 生活介護 20 名

(2) 前項の規定にかかわらず、3 か月間の平均実利用人員が定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることは可能とする。

(生活介護サービス内容及び利用者から受領する費用の額)

第 8 条 生活介護サービスの内容は次のとおりとし、当該サービスを提供した場合の利用者負担額については、厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額の 1 割の額で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

(1) 基本事業

①機能訓練

日常生活動作、歩行、家事訓練等

②社会適応訓練

会話、生活マナー等

③更生相談

医療、福祉、生活の相談等

④介護方法の指導

家族及びボランティア等に対する介護技術指導等

⑤スポーツ、レクリエーション

在宅の障害者の福祉の増進を図るために必要なスポーツ、レクリエーション等の

事業

⑥健康指導

健康チェック、健康相談

(2) 創作的活動事業

工作、絵画、書道等の技術援助及び作業

(3) 入浴サービス

介護浴

(4) 給食サービス

食事の提供

(5) 介護サービス

更衣、排せつ等の身体介助

(6) 送迎サービス

車いす利用者等のリフトバスによる送迎

2 食費は、1日当たり 600 円とする。ただし、低所得者からは、食材料費として、1日当たり 180 円を徴収する。

3 入浴に係る光熱水費は、1日当たり 400 円とする。

4 自宅と事業所間の送迎に係る費用は無償とする。

5 その他、生活介護サービスの提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用でありその利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。

6 第2項から第5項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意（記名捺印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、通常の事業の実施地域は、神戸市の西区・垂水区と明石市大久保町以東の区域とする。

2 送迎サービスの対象地域は、神戸市西区・垂水区及び明石市大久保町以東の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、生活介護サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変、事故、災害、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 事故や災害が発生した時、管理者は、行政・保険会社など関係機関に連絡すると共に、被害者へ誠実に対応し、速やかに事故の責任に応じた賠償手続きを行う。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備

えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した生活介護サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した生活介護サービスに関し、法の定めるところにより市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 現任者研修 年7日

2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密・個人情報を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密・個人情報を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密・個人情報を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業所は、利用者に対する生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人祉友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第14条 事業所の管理者は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための年1回以上の研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。